



"for investors, with investors"

挑戦するSESC(証券取引等監視委員会) ～急速な変化を続ける市場の「番人」の役割～

証券取引等監視委員会

(いんどう まみ)

委員 引頭 麻実

平成29年7月25日

如水会 講演

引頭 麻実(いんどう まみ)のプロフィール

略歴

85年3月	一橋大学法学部卒業
同年	女性総合職第一期生として大和証券入社、大和証券経済研究所(現大和総研)配属
85年～91年	企業調査部に配属され小売、半導体、電子部品、半導体製造装置、通信などのアナリストを経験
91年～96年	投資調査部に配属され、ストラテジストを経験
96年～01年	再び企業調査部に配属。総合電機等のアナリストを経験
01年～07年	大和証券SMBC(現大和証券)事業調査部に転属。投資銀行業務に関するリサーチ、アドバイザー業務に従事
07年10月	再び大和総研に転属
09年4月	大和総研 執行役員
12年2月	大和総研 執行役員 コンサルティング本部 副本部長
13年4月	大和総研 常務執行役員 調査本部 副本部長
16年4月	大和総研 専務理事
16年12月	国会同意人事を経て 証券取引等監視委員会委員就任(現職)、大和総研退社

昨年までの主な外部活動

- ★法務省「法制審議会(総会)」委員
 - ★内閣府「官民競争入札等監理委員会」委員長
 - ★(公財)財務会計基準機構「基準諮問会議」委員
 - ★(公財)日本証券アナリスト協会 理事 兼「企業会計研究会」委員
- などを2016年12月まで務める。

◎そのほか、公認会計士・監査審査会委員、企業会計審議会委員、統計審議会委員、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」委員、原子力損害賠償支援機構運営委員会委員、資源エネルギー庁「総合資源エネルギー調査会臨時委員(基本政策分科会ガスシステム改革小委員会委員)」なども歴任。

本日のポイント

- SESCが何を考え、
どのように変わろうとしているか
(近年の市場環境を踏まえて)
- 最近の事案のご紹介
～事例を通じたヒント～
- SESCからのメッセージ

新体制となったSESC

- 第9期SESCがスタート(1期3年間)
 - ✓ 昨年12月新委員長・委員就任(9年ぶりの同時交代)
- 本年はSESC設立25周年の節目
 - ✓ 改めてSESCの持つ強み・弱みを分析。
さらに、取り巻く環境や諸問題を踏まえ、採るべき対応について整理し策定。(SWOT分析を取入れ)
- 今後の新しいステージに対応した活動計画に

<質問>

👉 SESCが創設された背景とは何でしょうか

- ① 大手企業の粉飾決算
- ② 証券会社の損失補てん
- ③ 巨額投資詐欺
- ④ インサイダー事件
- ⑤ 銀行の不良債権問題

SESC発足から25年の振り返り

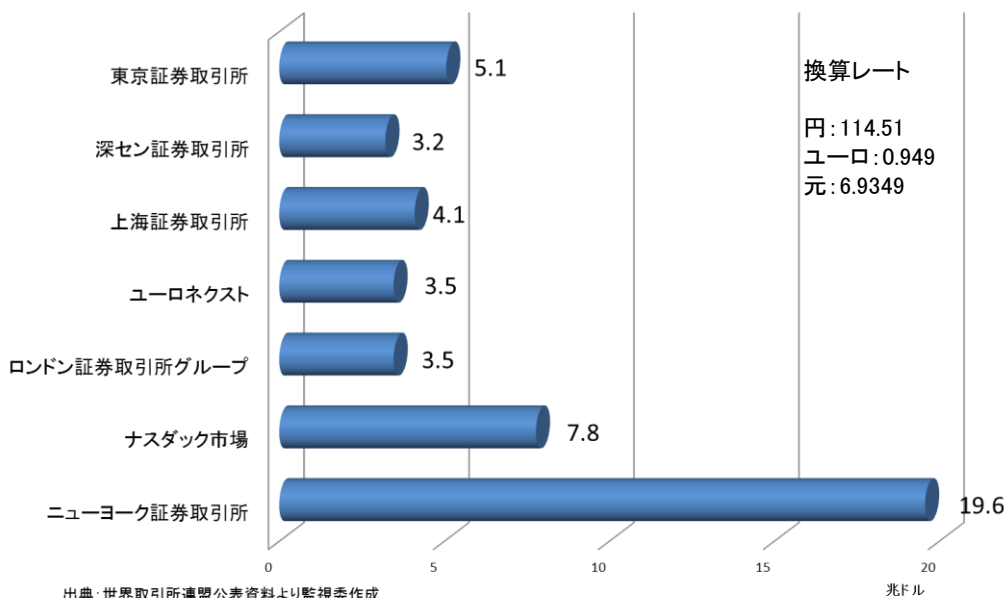
- 発足当時⇒刑事告発を主な監視手段とし、組織も小規模
- その後、市場監視権限の充実・強化：課徴金制度の導入（平成17年4月）、証券検査権限の拡大（平成19年の金商法施行）
- 機構の充実（2課体制から6課体制へ）
- 金商業者等の数は大幅に増加
- IT技術の進展、市場構造の変化（海外投資家の増加、取引高速化等）、証券不正の大型化・複雑化⇒市場環境は大きく変化

	発足当時	直近
定員（財務局含）	202人	763人（平成28年度）
機構	2課：総務検査課 特別調査課	6課：総務課、市場分析審査課、証券検査課 取引調査課、開示検査課、特別調査課
証券検査対象業者数	約1,100社	約7,000社（延べ）

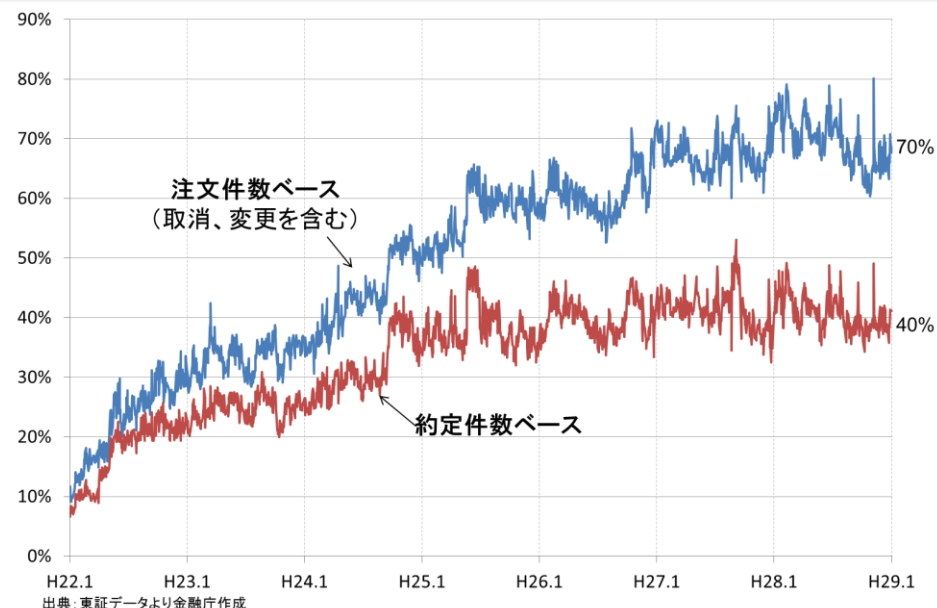
日本の証券市場の特徴

- 時価総額ベースで東京証券取引所は第3位 (平成28年12月末)
- 高速取引の影響が増大

主要取引所の株式時価総額 (平成28年12月末)

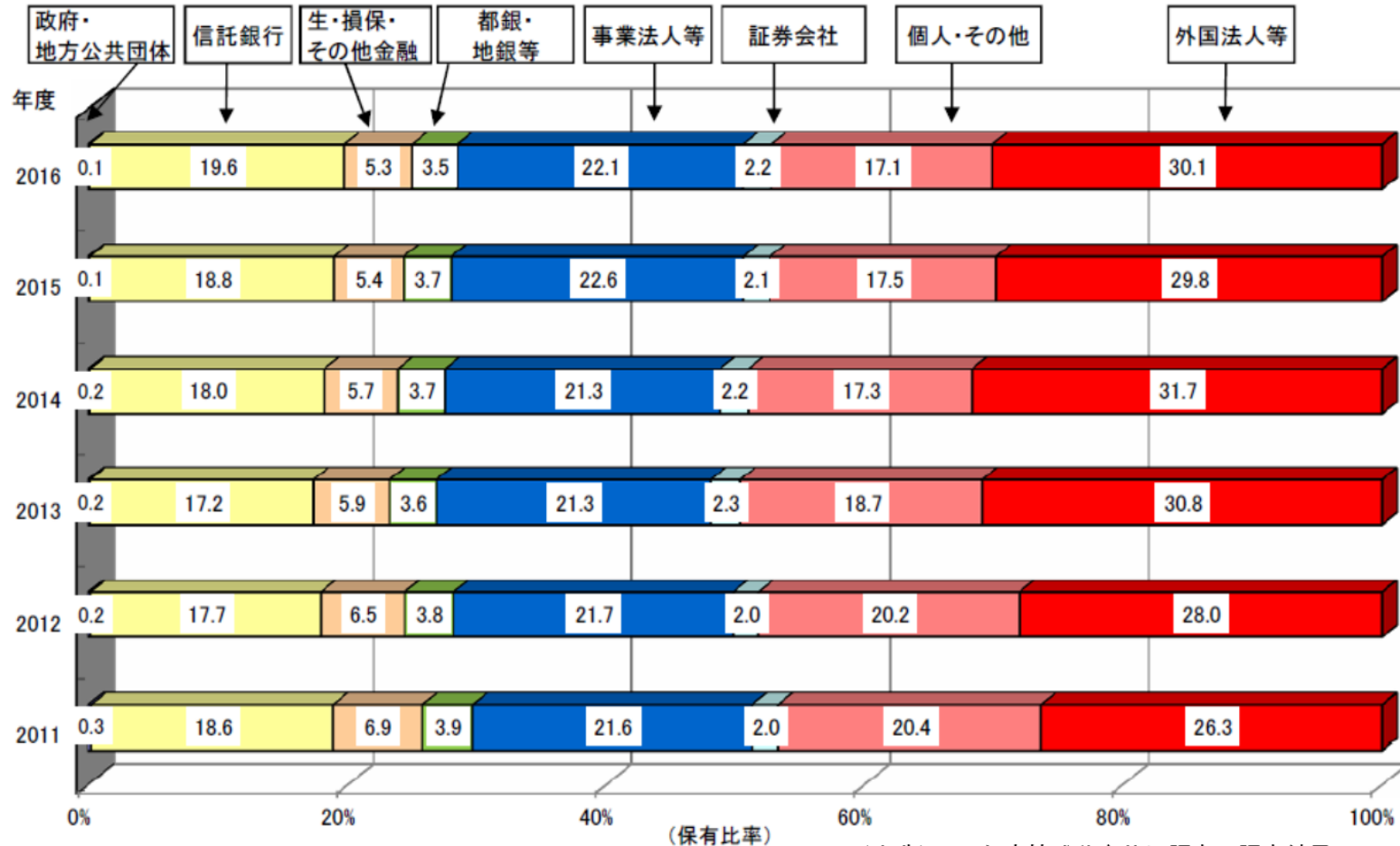


東証の取引に占めるコロケーションエリアからの取引の割合



保有比率トップは外国法人等。存在感を増す信託銀行

投資部門別株式保有比率の推移

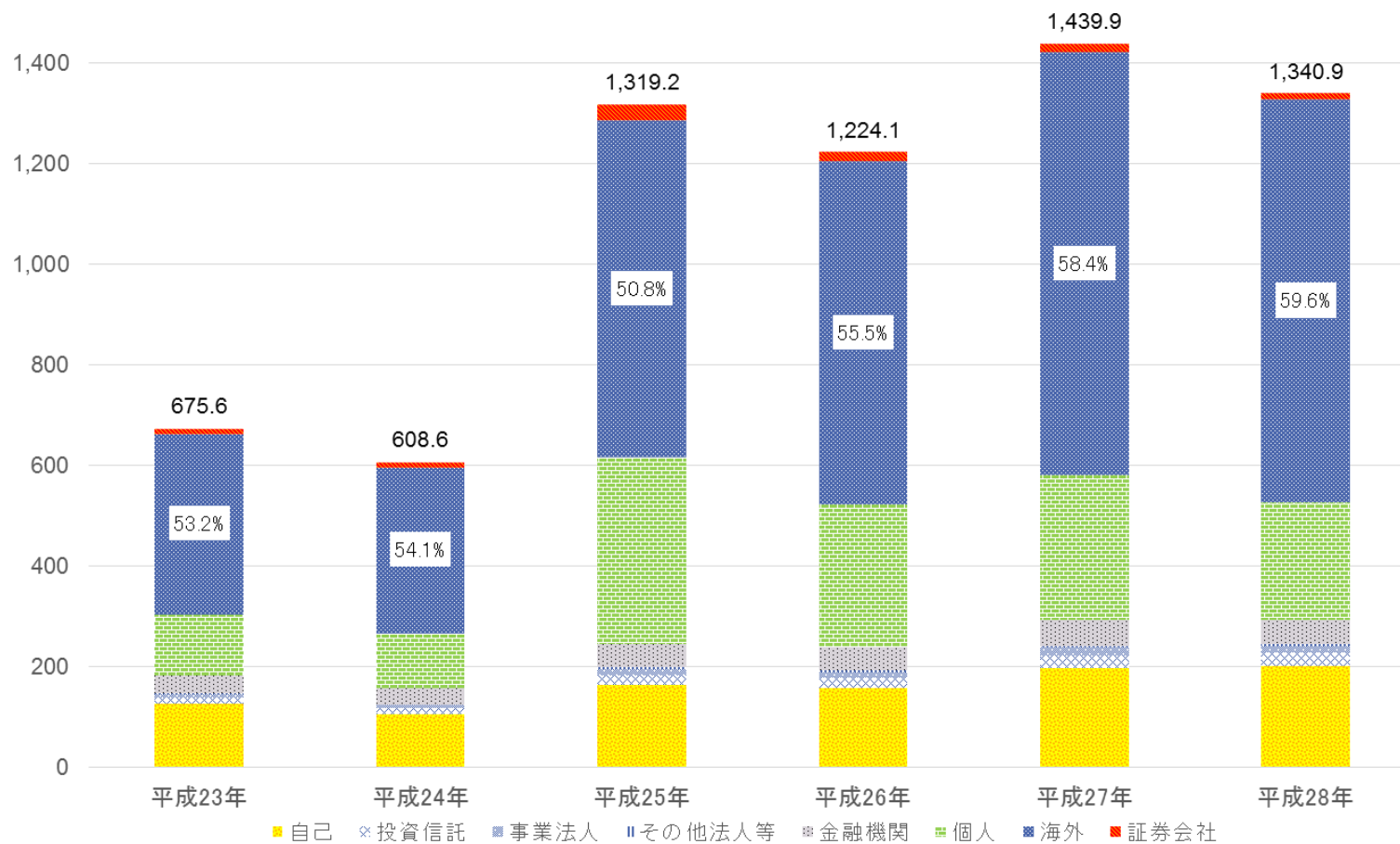


(出典)2016年度株式分布状況調査の調査結果について
(株)東京証券取引所 等)

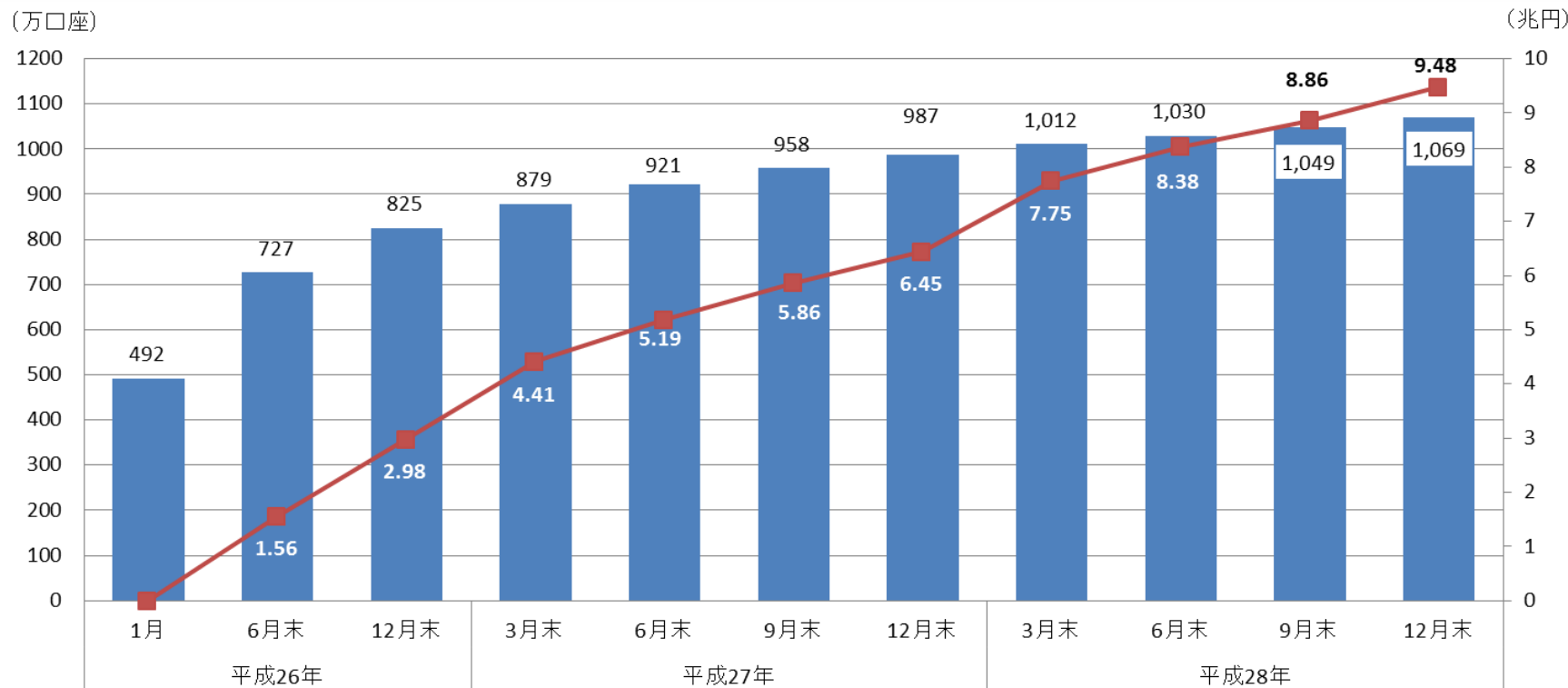
海外投資家による売買が6割に迫る

(兆円)

投資部門別売買状況の推移(売買金額)



NISA・ジュニアNISA口座開設数及び買付額の推移(平成28年12月末時点(速報値))



【NISA】

- 口座開設数は、**1,069万4,514口座** (平成28年9月末時点から、約20万口座、1.9%増)
- 買付額は、**9兆4,756億2,983万円** (平成28年9月末時点から、約6,164億円、7.0%増)

【ジュニアNISA】

- 口座開設数は、**19万4,427口座** (平成28年6月末時点から、約2万口座、11.3%増)
- 買付額は、**289億1,395万円** (平成28年6月末時点から、約86億円、42.0%増)

第9期の活動では 何が変わるのか？！

SESCの使命 (Mission)

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

⇒ SESCのミッションとして、従前の「1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護」のみならず、
「2. 資本市場の健全な発展への貢献」及び
「3. 国民経済の持続的な成長への貢献」を明記

SESCが目指す 公正・透明な市場の姿 (Vision)

全ての市場利用者がルールを守り、
誰からも信頼される市場

<主な構成要素>

1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
3. 全ての市場利用者による自己規律
4. プロフェッショナルな監視メカニズム

⇒ **市場における全てのステークホルダーがそれぞれの役割を
果たしていくことで、公正・透明な市場を実現**

SESCにおける価値観 (Value)

1. 公正性(公正・中立な視点)
2. **説明責任**(全体像・根本原因の把握及びその対外的発信)
3. 将来を見据えた**フォワード・ルッキングな視点**
(不正行為の予兆を早期に発見)
4. 実効性及び効率性(資源の効果的な活用)
5. 協働(自主規制機関、海外・国内当局等との緊密な連携)
6. 最高水準の追求(監視のプロとして最高水準を目指す)

⇒ SESC職員が持つべき価値観を明記

SESC職員各人の行動原則として徹底

SESCを取り巻く現在の環境分析

1. グローバル経済の不透明化:

英国の欧州連合離脱方針の決定 (Brexit)、
トランプ米国新政権の経済政策、等々

2. 市場のグローバル化の進展: 日本企業の海外展開の積極化、 海外投資 (国内投資家含む) の増加、海外投資家比率の高まり

⇒ グローバル市場 (経済、資本市場) との密接な連動性の拡大

3. IT技術の進展:

HFT取引の拡大、Fintech (金融・IT融合) の進展

⇒ 従来の監視手法では対応できない可能性も

4. 国民の安定的な資産形成に向けた投資の裾野拡大に向けた 政府・金融庁の本格的な取組み

SESCの3つの戦略目標 (Strategic Objectives)

- **広く:** 部分・パーツ ⇒ 網羅的・全体的
 - ①新たな商品・取引
 - ②あらゆる取引・市場
 - ③全体像の把握 (部分から全体へ)
- **早く:** 事後チェック ⇒ 未然予防
 - ①問題の早期発見・着手
 - ②早期の対応による未然予防の実現
 - ③迅速な実態解明・処理による**問題の早期是正**
- **深く:** 表面的、形式的指摘 ⇒ 根本原因
 - ①問題の根本原因の追究
 - ②横断的な視点による深度ある分析を通じた構造的な問題の把握

目標達成のための5つの施策

(1) 内外環境を踏まえた情報力強化

1. 市場環境のマクロ的な視点での分析等による
フォワード・ルッキングな市場監視
 - 内外経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業の情報収集・分析など
2. 海外当局との信頼関係醸成による情報収集の強化
及び市場監視への活用
 - 信頼関係の醸成により、よりスムーズな情報交換の実現
3. 市場監視の空白を作らないための取組み
 - あらゆる商品、取引(市場)を監視：
PTS、ダークプール、デリバティブ、社債 など

目標達成のための5つの施策

(2) 迅速かつ効率的な検査・調査の実施

1. 不公正取引等に対する課徴金制度の積極的活用
 - 課徴金制度の積極的活用による迅速な対応
2. クロスボーダー事案への積極的な取組み
 - SESC内の専門部署(国調室)を中心とするチームでの対応、海外機関投資家等による審判・訴訟も念頭
3. 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
 - 行政調査と犯則調査を効率的・効果的に活用
4. リスクアセスメントを通じた
効果的なモニタリング手法の確立
 - 全ての金商業者等に対するオン・オフ一体のモニタリングの実施、ビジネスモデル、それを支えるガバナンスの有効性等の分析を通じたオフサイトのリスク評価の充実。オンサイトの目的明確化

目標達成のための5つの施策

(3) 深度ある分析と市場規律強化

1. 根本原因の追究 (root-cause)
 - ガバナンス、企業文化、人事評価、報酬等
 - 再発防止の視点
2. 検査・調査で得られた情報の多面的・複線的な活用
3. 情報発信の充実
 - 事案の意義、広がり等を明確にして発信
4. 市場環境整備への積極的な貢献
 - 市場の構造的な問題等の把握、建議、法制度の改善提言、自主規制機関等への問題提起等
5. 国際連携上の課題の問題提起を通じたグローバルな市場監視への貢献
 - 二国間、多国間(IOSCO, IFIAR等)での政策課題の議論での問題提起、貢献等

目標達成のための5つの施策

(4)ITの活用及び人材の育成

1. 市場監視におけるIT技術の更なる活用 (RegTech)
 - 市場監視へのビッグデータの活用、マクロ経済分析を市場監視に活用するためのシステム整備 など
2. FinTech等のIT技術の進展を踏まえた市場監視
 - 取引の場、形態、情報が大きく変質、従来の監視手法では対応できない可能性(問題意識)
3. 高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の計画的な育成
 - 高度な専門性に加え、幅広い視点(全体感)もあわせ持つ人材の育成:業務の内容を踏まえたjob descriptionの策定、必要なスキルの特定 など

目標達成のための5つの施策

(5) 国内外の自主規制機関等との連携

1. 自主規制機関との更なる連携強化による

効率的・効果的な市場監視

- SESCの持つ情報や問題意識をタイムリーに提供

2. 多様な市場関係者(ステークホルダー)と

連携した市場規律の強化

- 新たに、市場規律強化に向けて認識を共有できる団体(ガバナンス関連団体、投資家関連団体など)との連携を拡大

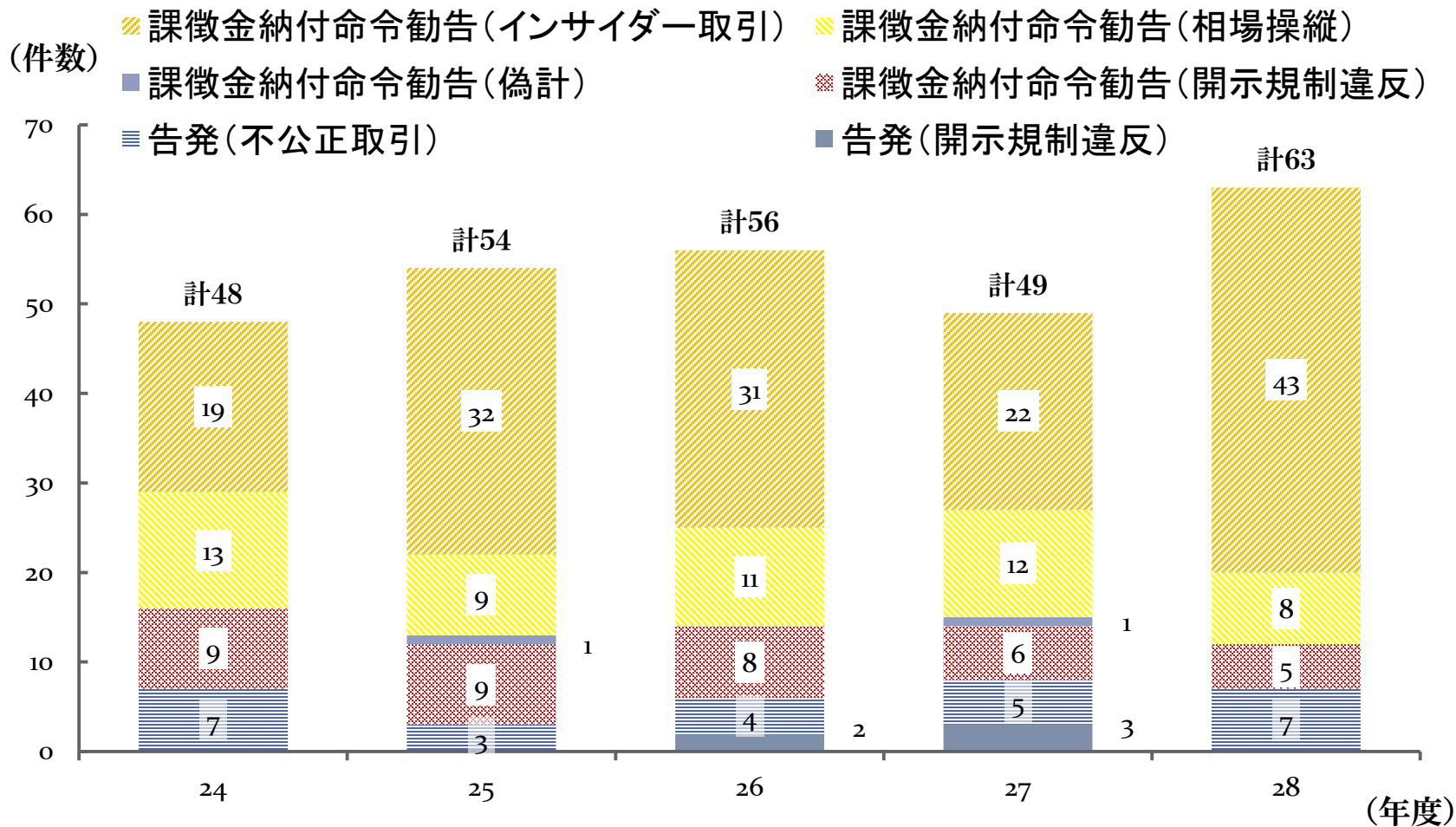
【SESC自身のPDCA】 監視態勢の不断の見直し

- 内部のPDCA：
SESC各課の業務運営方針の策定および定期的レビュー、
PDCA(市場環境などに即して見直し)
- 外部の有識者の意見の活用(従来から継続)：
内外証券会社幹部と委員会で意見交換を実施(経済情勢、
経営課題、リスク認識)、民間アナリストとの意見交換
(各産業セクター毎) など

数字でみる直近の活動と成果

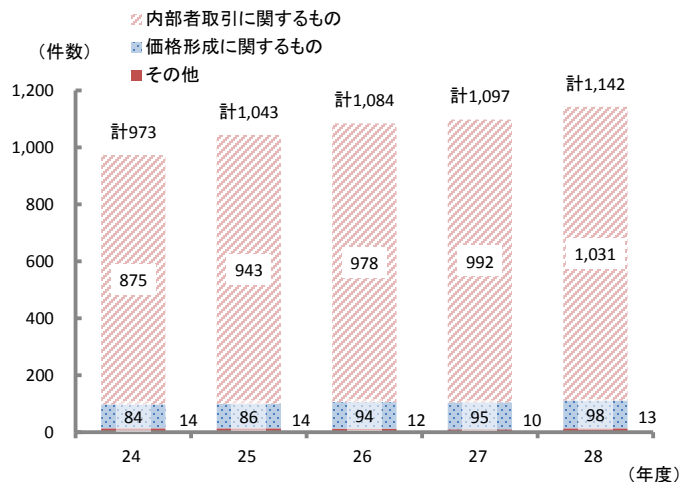
SESCによる課徴金納付命令勧告

および刑事告発の総件数の推移



取引審査・情報受付の状況

取引審査の実施件数



➤ 取引審査の実施件数は増加

※ 平成24年度:973件
→ 平成28年度:1,142件

情報の内容別受付状況

(単位:件)

区分	年度		
	26	27	28
A. 個別銘柄	3,904	5,448	5,661
a. 取引規制	3,888	5,427	5,643
b. 開示	16	21	18
B. 発行体	410	441	354
C. 金融商品取引業者等	652	1,032	798
D. その他	722	837	787
合計	5,688	7,758	7,600

➤ 外部からの情報提供も増加
(個別銘柄の取引に関するもの)

※ 平成26年度:3,888件
→ 平成28年度5,643件

不公正取引の傾向

重要事実の状況

年 度	26	27	28
新株等発行	1	1	8
自己株式取得	0	0	2
株式分割	1	1	0
新製品または新技術の企業化	1	0	0
業務提携・解消	0	4	15
子会社異動を伴う株式譲渡等	2	0	0
損害の発生	0	4	0
業績予想等の修正	4	8	8
バスケット条項	0	3	1
子会社に関する事実	0	1	1
公開買付け等事実	22	4	10
年度別計（インサイダー取引）	31	22	43

※件数は、インサイダー取引に係る課徴金納付命令対象者ベースで計上。
※複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合、それぞれに重複計上。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない場合がある。

情報伝達者の属性

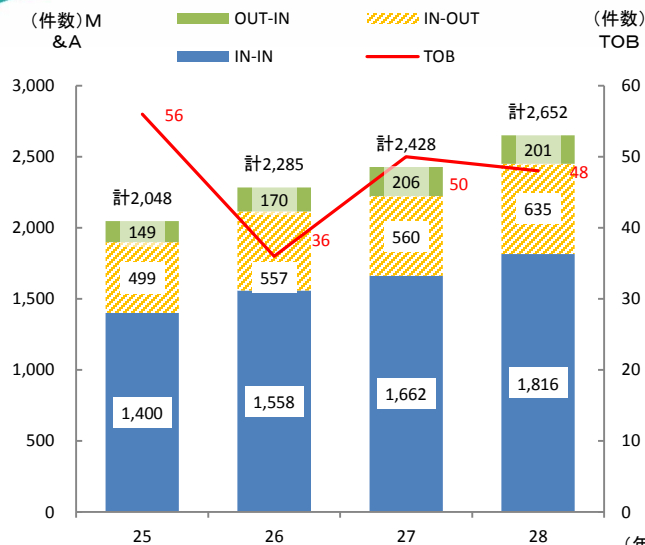
年 度	26	27	28
会社関係者(166条)	4	10	13
発行会社役員（1項1号）	2	6	6
発行会社社員（1項1号）	1	2	1
契約締結者等（1項4号・5号）	1	2	6
公開買付者等関係者(167条)	20	3	7
買付者役員（1項1号）	3	0	0
買付者社員（1項1号）	0	0	0
買付者との契約締結者等（1項4号・5号・6号）	17	3	7
うち 買付対象者役員等（1項5号）	5	0	2

※件数は、インサイダー取引に係る課徴金納付命令対象者ベースで計上。
※一人の情報伝達者が一人の違反行為者に複数の重要事実を伝達していることから、それぞれ伝達した重要事実ごとに情報伝達者の属性を計上。

(1) インサイダー取引の傾向

- 業務提携や公開買付けを重要事実等とする事案が増加
- 上場企業におけるデータ偽装不祥事の発生を重要事実とする事案が複数発生
- 上場企業の役員が情報伝達者となる重大な問題事例が依然発生
- 上場企業における内部管理体制上の問題
例)
 - 重要事実等に関する認識・検討が不十分
 - 社外の者への職務上不要な情報伝達の抑制が不十分
 - 持株会による自社株の売買管理が不十分

M&A・TOB件数の推移



(注) OUT-IN: 海外企業が我が国企業を買収するM&A
 IN-OUT: 我が国企業が海外企業を買収するM&A
 IN-IN: 我が国企業同士によるM&A
 (年) (資料) M&A専門誌「MARR」(マール)により、SESC作成

- M&Aの増加傾向に伴い、関連する内部者取引リスクの高まりに引き続き警戒が必要
- 機動的な調査・検査等を行うため、市場監視システムの高度化や調査・検査手法の見直しを実施中

(2) 相場操縦の傾向

- ITの進展
 - 例) 他の投資者のアルゴリズム取引注文を誘引する事案
- 複雑・巧妙な取引手法
 - 例) 不公正取引発覚を避けるため、複数証券会社の口座を利用して発注
- クロスボーダー事案
 - 例) 海外所在のトレーダーが見せ玉等の手法により相場操縦

上場企業等の開示規制違反の傾向

開示検査に係る勧告等の実施状況(件)

年 度	26	27	28
開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告	8	6	5

違反行為の科目別分類 (件)

年 度	26	27	28
売上高	4	3	3
売上原価	0	2	0
販売費及び一般管理費	0	1	0
営業外利益又は営業外損失	0	1	1
特別利益又は特別損失	1	2	0
資産	2	2	0
純資産	1	0	0
非財務情報	1	1	0
年度別計	9	12	4

※複数の科目にわたる虚偽記載を認定した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

※平成28年度に勧告した開示規制違反5件のうち、1件は「新株予約権証券の無届募集」に係るものであったため、本表には計上されていない。

- 平成28年度は、5件の勧告を実施
(売上の過大計上、貸倒引当金の虚偽記載 等)
- 業績不振企業による開示規制違反の事例が依然発生
- 勧告のほか、開示書類記載内容の訂正が必要と認められた場合に、訂正報告書の自主的な提出を促した
(平成28年度:2件)
- **【根本原因】**
企業におけるガバナンスの機能不全、コンプライアンス意識の欠如、社内コミュニケーションの不足 等

上場企業等の開示に係るリスク認識

第三者委員会等の設置に関する適時開示件数

第三者委員会等	平成27年度	平成28年度
適時開示件数	53	48
設置会社数	47	46

※「第三者委員会ドットコム」(<http://www.daisanshaiinkai.com/>)をもとにSESC作成

- 主なリスク
- ✓ 上場企業の業績悪化による不正会計のリスク
(特に、海外売上の割合が大きい企業)
- ✓ 大規模企業の海外子企業に対するガバナンスの機能不全による不祥事
- ✓ M&A増加に伴う「のれん」に係る潜在的な不正会計リスク
- ✓ 多くの上場企業で第三者委員会等を設置
→ データ偽装等の不祥事や不正会計等に係る調査

➤ SESCの取組み

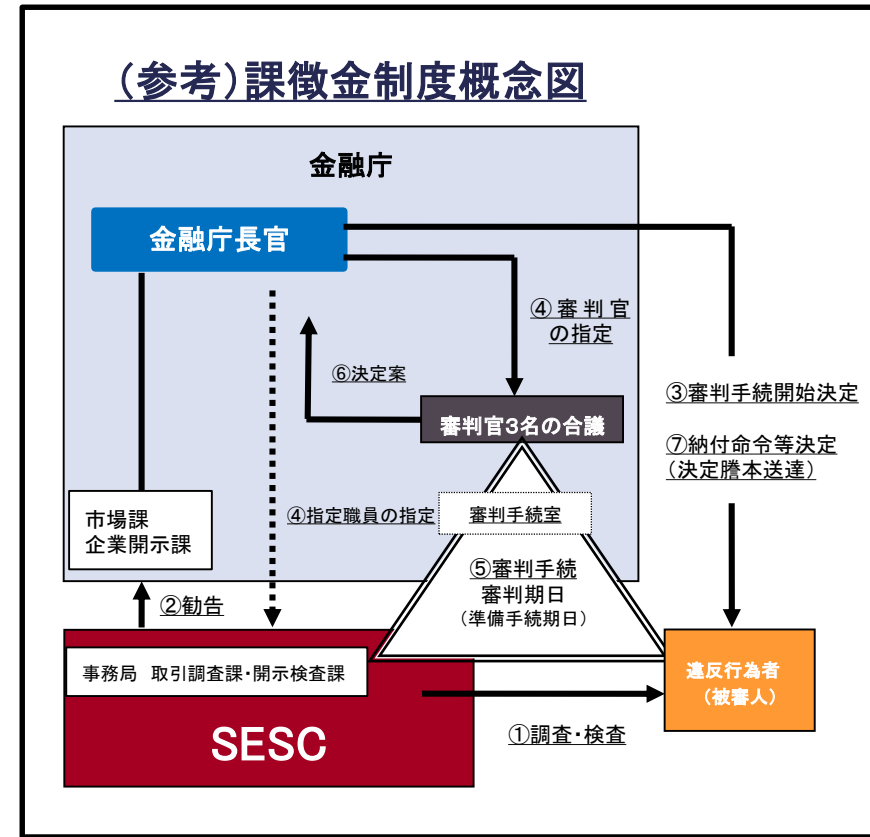
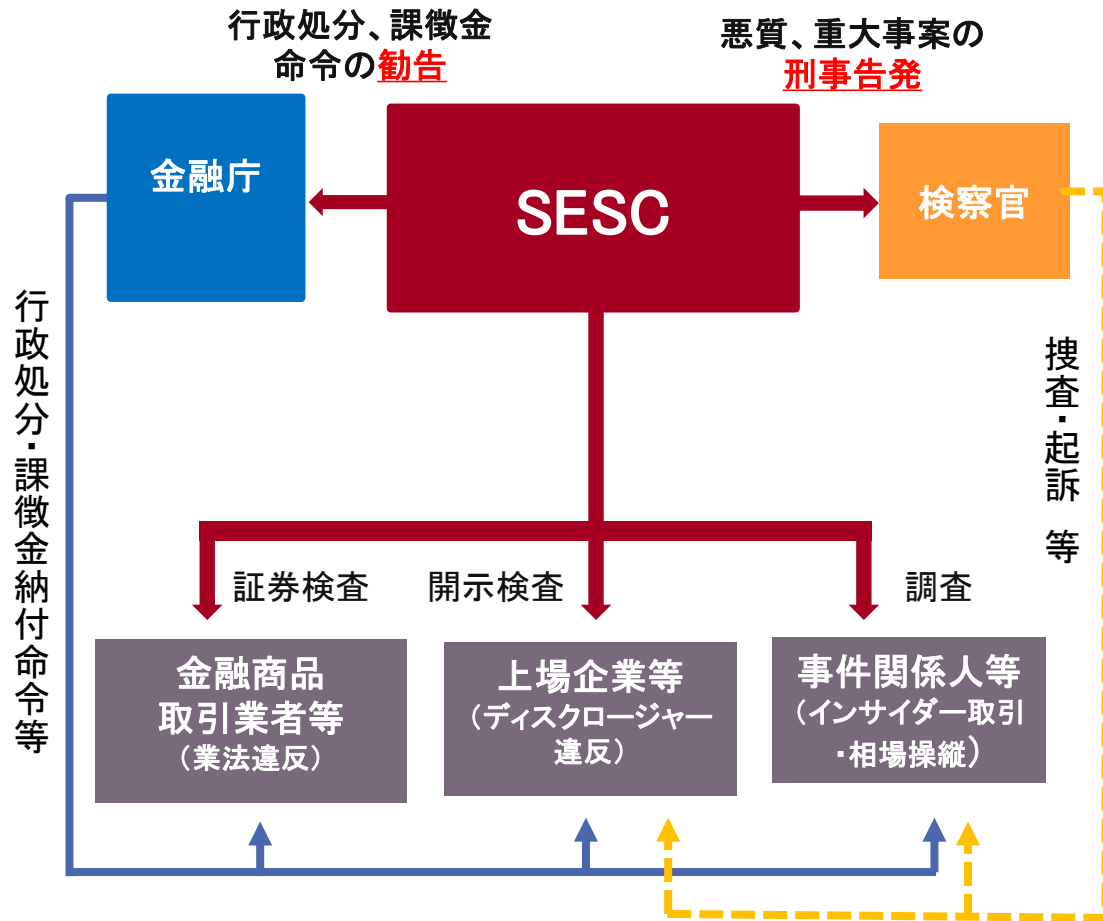
- 開示書類の非財務情報も監視 (コーポレート・ガバナンスに関する情報等)
→ より深度ある分析
- 根本原因の究明・指摘に注力
フォワード・ルッキングな視点に立った継続的な監視
→ 違反の再発防止・未然防止

最近の不公正取引など SESCが手掛けた 主な事案のご紹介

(課徴金納付命令勧告
および行政処分勧告)

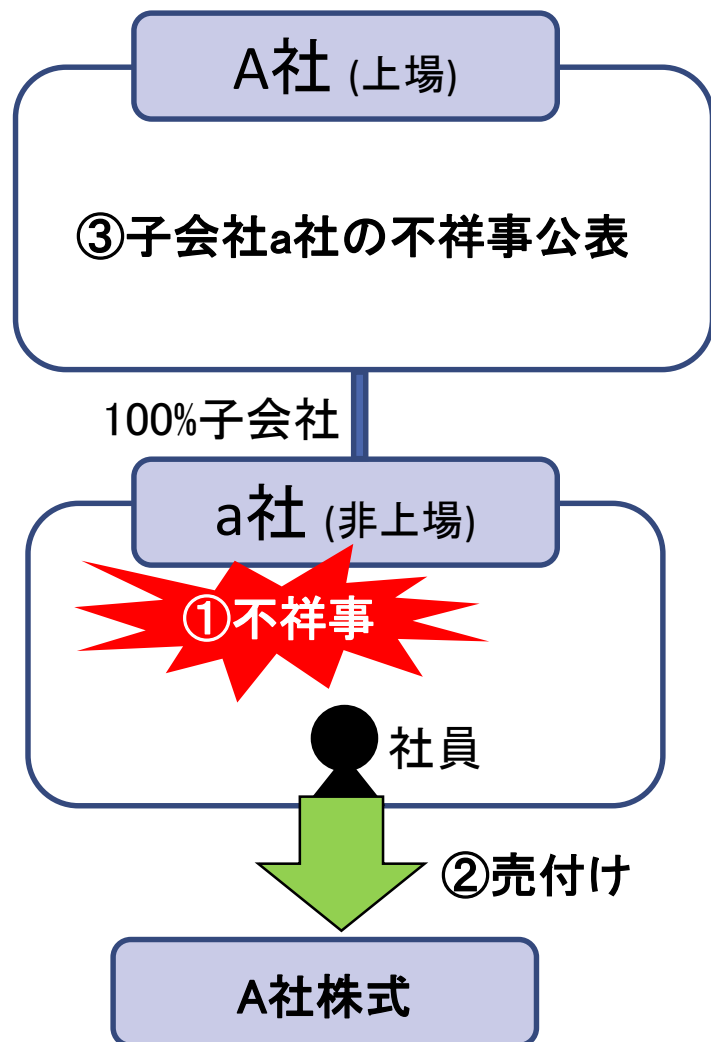
SESCの調査・勧告・告発の流れ

<SESCの調査・勧告・告発概念図>



違反者：子会社の社員 違反形態：インサイダー

★ 上場会社等の子会社のバスケット条項を適用した事案



● 事案の特徴等

- 非上場子会社の不祥事について親会社の社会的信用・業績等に重大な影響を与えるものとしてバスケット条項を適用

● 背景

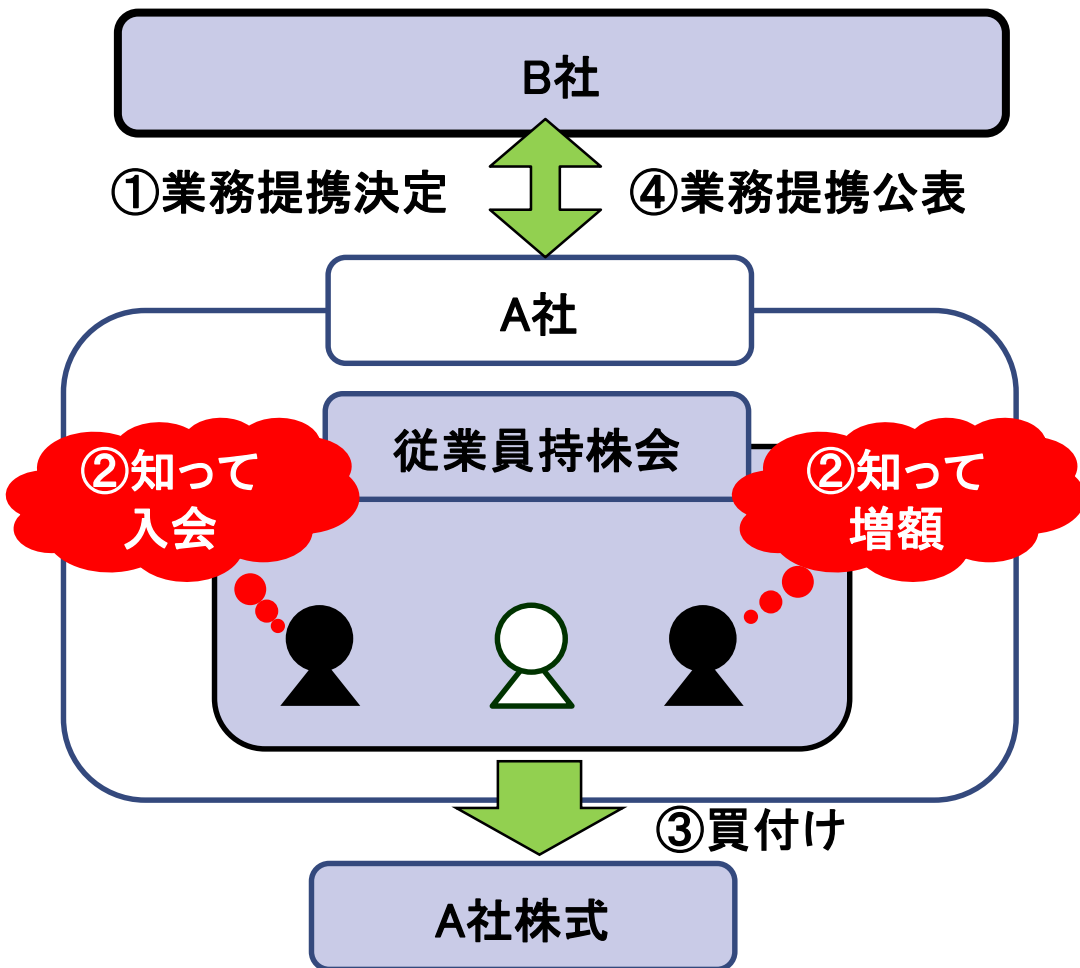
- 子会社で不祥事が起こったとき上場親会社はそれが重要事実^{に該当する}との判断に至っていなかった

※子会社バスケット条項(金商法第 § 166 II ⑧)
(重要事実^は…)前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(勧告日：平成29年3月7日)

違反者：従業員 違反形態：インサイダー

✳ 従業員持株会での取引がインサイダー取引規制違反となった事案

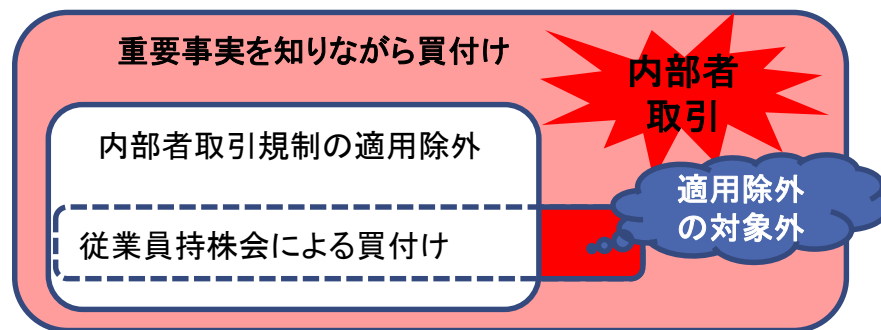


● 事案の特徴等

- 業務提携の決定を知った従業員が持株会へ **新規入会・拠出金増額**

● 背景

- 持株会における売買審査体制に不備
- 【参考：持株会適用除外とは】
- 一定の計画に従い
 - 個別の投資判断に基づかず
 - 継続的に行われる買付け



(勧告日：平成29年2月24日)

H29.7.25 如水会

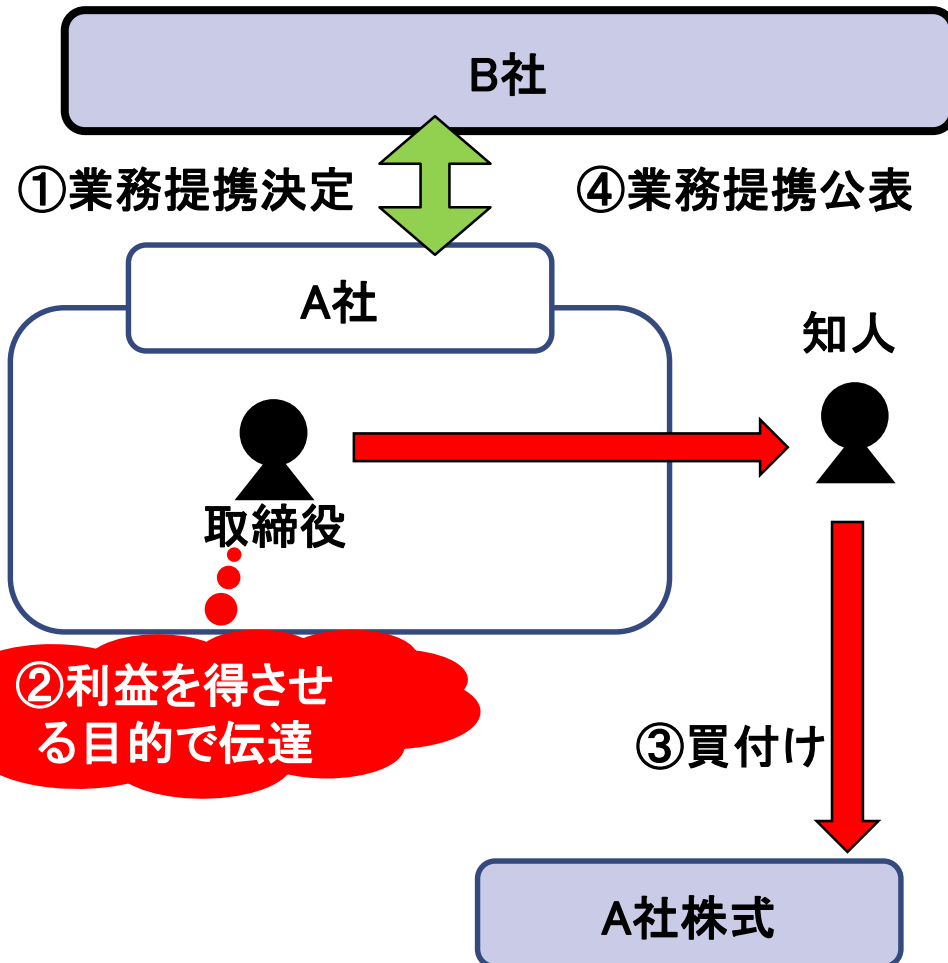
違反者①: 上場会社取締役

違反形態: インサイダー(情報伝達)

違反者②: 上場会社取締役の知人

違反形態: インサイダー

★ 上場会社取締役が重要事実を伝達した事案



● 事案の特徴等

- 上場会社取締役による重要事実の伝達違反
- 利益を得させる目的をもって未公表の重要事実を知人に伝達

● 背景

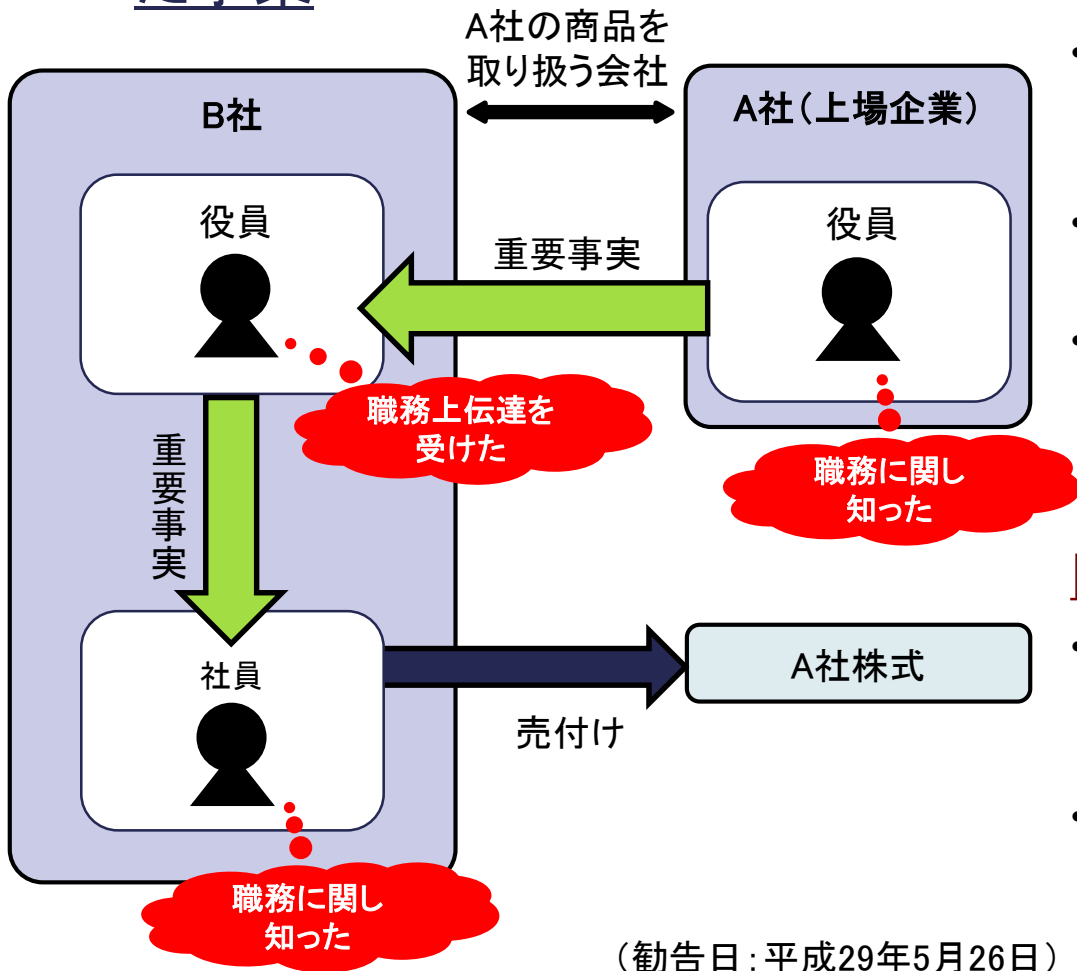
- 上場会社取締役としての規範意識に問題

会社関係者が他人に利益を得させる等の目的をもって未公表の重要事実を伝達する行為や取引を推奨する行為を禁止。インサイダー取引に結びついた場合は、情報伝達者も課徴金勧告の対象となる。(平成26年4月施行)

(勧告日:平成29年3月31日)

違反者：上場会社の関係先社員 違反形態：インサイダー

★ 上場廃止による損失の発生を回避するためインサイダー取引が行われた事案



● 事案の概要等

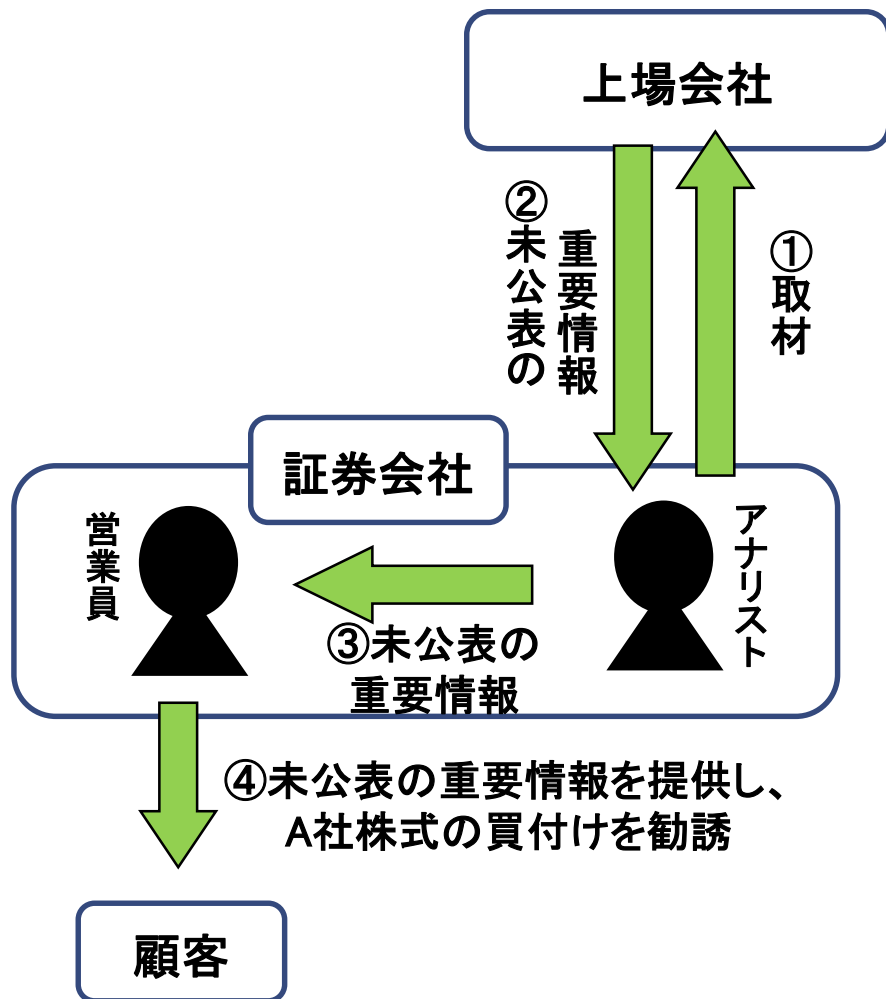
- 上場企業であるA社において、同社が上場廃止の原因となる「二期連続の債務超過」に陥るという事実が発生
- A社役員は、その事実を公表前に関係先のB社役員に伝達
- B社役員からその事実を聞いたB社社員は、損失を回避すべく、自らが保有するA社株式を公表前日に売却（公表翌日、株価は54円→24円に下落）

【インプリケーション】

- 会社関係者が未公表の重要事実を伝達する際、**伝達の必要性を十分検討するとともに、インサイダー情報である旨も伝達することで未然防止に**
- また、未公表の重要事実の伝達を受けた者は、その重要事実を他の者に伝達する際にも、インサイダー情報である旨を忘れずに伝えることが、未然防止につながる！

違反者：証券会社 違反形態：未公表の重要情報を提供した勧誘

★ アナリストが入手した未公表の重要情報を提供して勧誘を行っていた事案 [行政処分勧告]



● 事案の概要等

- 証券会社のアナリストが、取材で得た上場会社の未公表の業績に関する情報を、当該証券会社の営業員へ伝達し、当該営業員が当該情報を一部の顧客に提供して株式の買付けを勧誘

← インサイダー取引の未然防止の観点から
禁止行為

● 留意点

- 発行体が特定の第三者に未公表の重要情報を伝達する行為は、市場参加者への情報開示の観点からの **公平性等を歪めるもの**

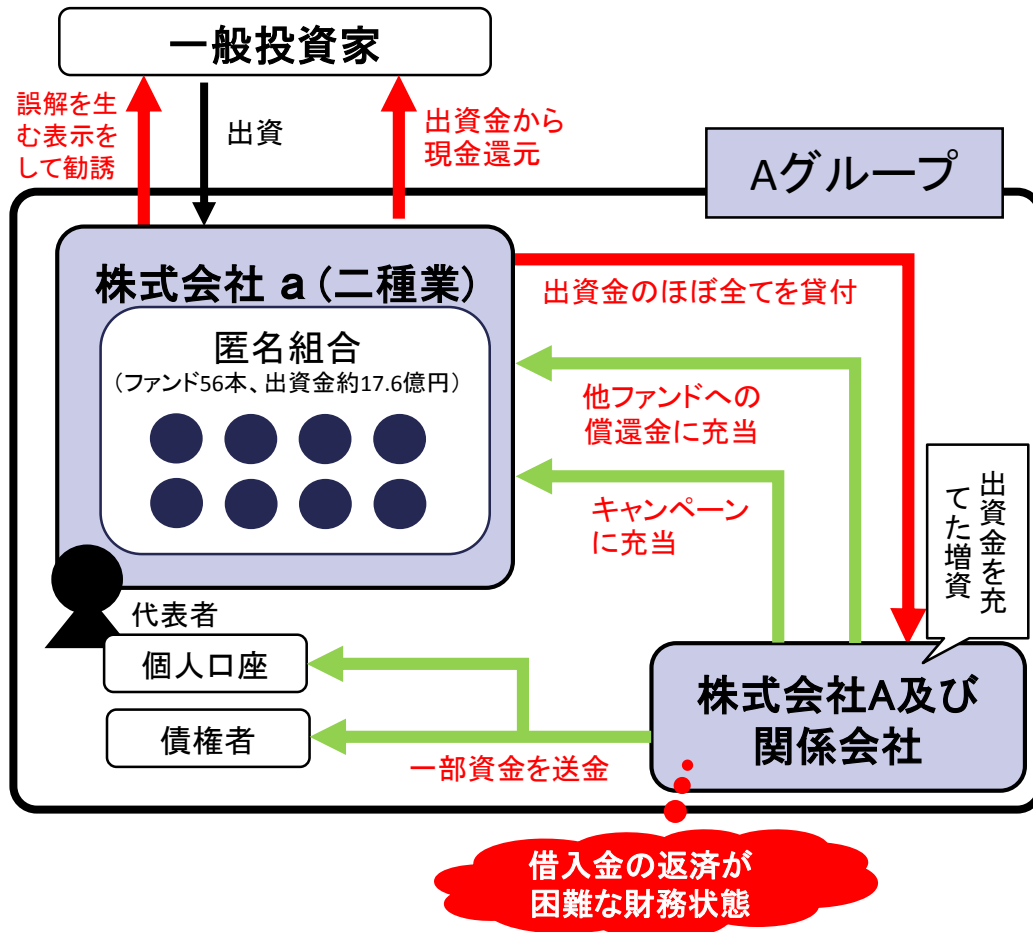


● フェア・ディスクロージャー・ルールの整備

- 上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備のため、国会において改正金商法が成立(H29.5.17)
- 上場会社が未公表の重要情報を証券会社のアナリスト等に提供した場合、他の投資家にも公平に情報提供することを求めるもの

違反者：第二種金融商品取引業者 違反形態：誤解表示等

● 運用先について誤解を生む表示を行い、投資を勧誘していた事案 [行政処分勧告]



● 事案の概要等

- 違反者は、**あたかも複数の貸付先に分散投資して、貸倒リスクが分散されているかのような誤解を生む表示**をし、ファンド投資を勧誘
- 実際は、投資家からの出資金のほとんどを**自社グループ企業へ貸付けていたほか、グループ企業の増資などに充てていた**
- 他ファンドの償還資金や現金還元キャンペーンの原資に、**償還期限未到来のファンドの資金**が充てられていた
- 代表者が貸付先に指示し、貸し付けたファンド出資金を**自身の口座や債権者に送金**させていた

● 背景

- 貸付先の自社グループ企業は、**借入金返済が困難な自転車操業状態であった**

(勧告日：平成29年3月24日)

違反者：海外のトレーダー 違反形態：相場操縦

★ 見せ玉・売り崩しによる相場操縦事案

空売りポジション時価評価額の損失回避

オーストラリアの資産運用会社



トレーダー

A社株式

見せ玉・売り崩しによる
相場操縦

取引所

A社株式

(勧告日：平成28年3月4日)

※課徴金納付命令の対象は資産運用会社

● 事案の特徴等

- ・ オーストラリア当局の協力を得て、非居住者である海外投資家に対し、課徴金勧告を行った初の事例である。
- ・ 加えて、平成25年施行の金融商品取引法改正により、不公正取引に対する課徴金の範囲において、他人の計算で行う取引の範囲が拡大。(金融商品取引業者等以外の者による他人の計算で行う取引も対象に)
- ・ 平成25年には、資産運用業者の違反行為に対する課徴金を引上げ。その改正条文を用いた初の事案(他人の計算の場合に、違反行為月の運用報酬に3倍を乗じた額を課徴金とするもの)

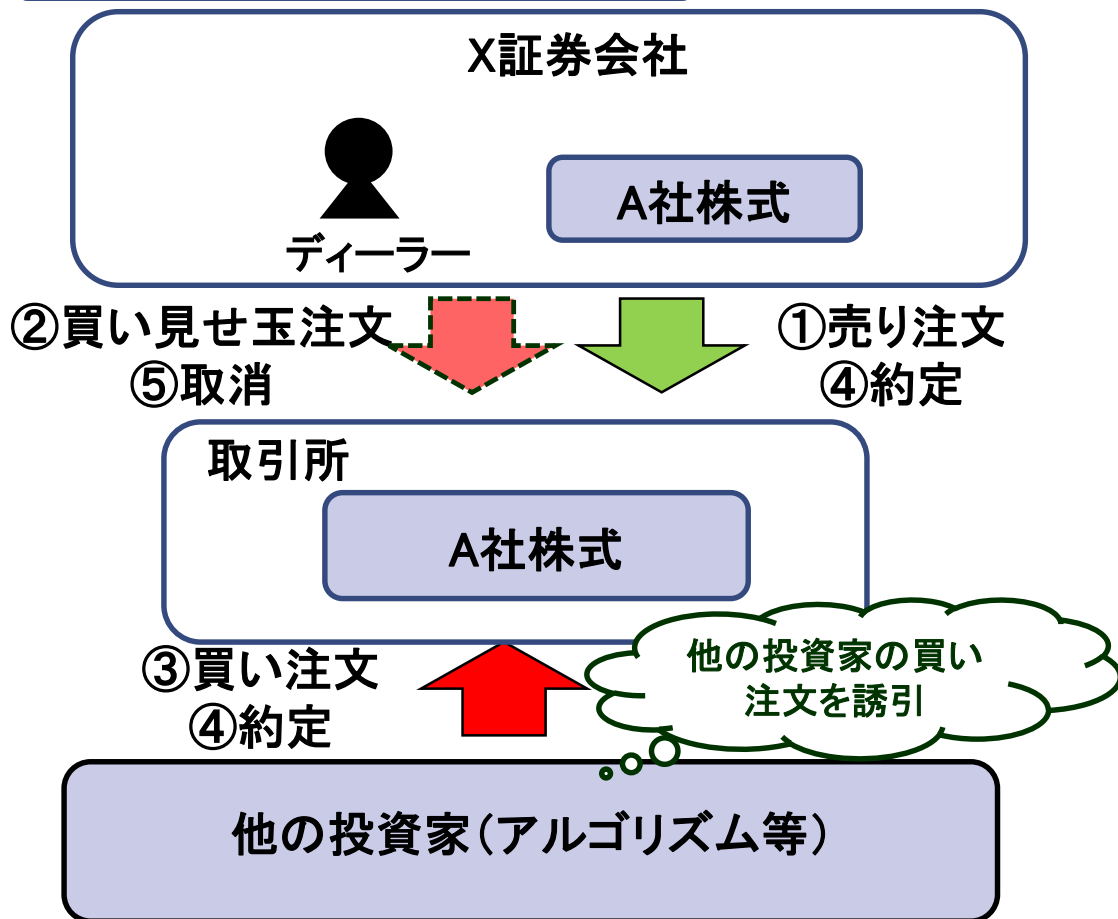
● 背景

- ・ 株価が下落するものと予測し、空売りのポジションを増加させたものの、予想に反して株価が上昇。
- ・ 多額の時価評価損失が発生したことから、損失を縮減するため、売り見せ玉による相場操縦を行った。

違反者：ディーラー 違反形態：相場操縦

★ 買い見せ玉を用いてアルゴリズム注文などを誘引した例

自己ポジションの減少・解消



● 事案の特徴等

- 証券会社の自己売買取引において行われた相場操縦
- 買い付ける意思のない買い注文と取消しを繰り返すいわゆる「見せ玉」で、買い優勢の状況を作り出す
- 他の投資者(アルゴリズムなど)の買い注文を誘引し、**自己勘定で保有していたA社株を高値で売却**

● 背景

- 自己ポジションに損失が発生していた**

● 取引所とSESCが連携

- 取引所より提供された情報も参考として、実態解明を行った

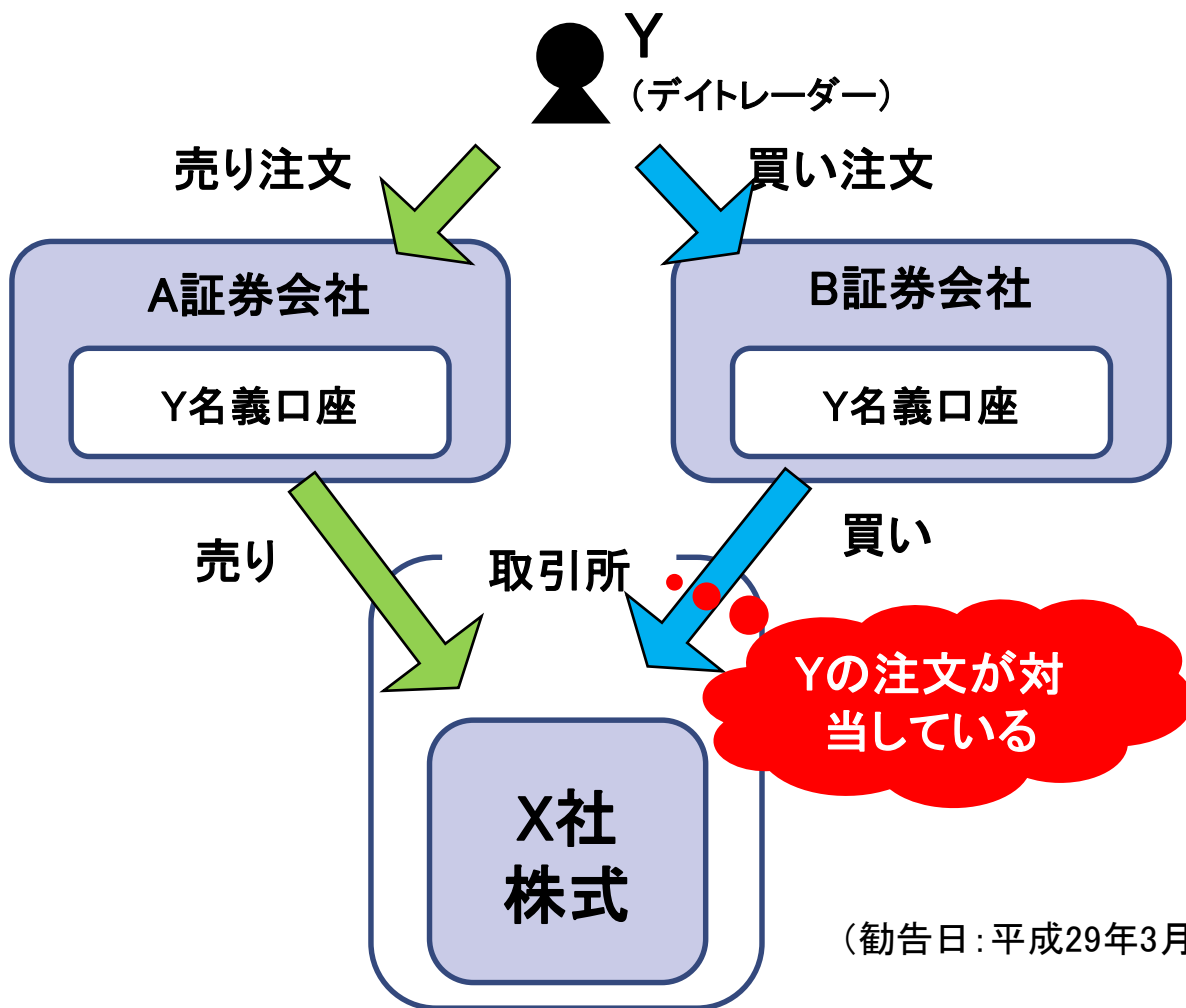
(勧告日：平成28年12月6日)

※課徴金納付命令の対象はX証券会社

違反者：デイトレーダー 違反形態：相場操縦

◆ 複数証券会社を利用した対当売買による相場操縦の例

証券会社を分散して発注



● 事案の特徴等

- 同一人が複数証券会社に分散して注文を出し、自己の売り・買いを対当させ、株価を引き上げた
- 引け間際に発注し、終値を形成

【対当売買を見抜けるか】

- 注文を受けた各証券会社では対当した注文であることがわからない
- しかし、取引所の売買審査では同一人による対当売買であることがわかる

(勧告日：平成29年3月24日)

SESCからのメッセージ (SESCの視点)

※ 非財務情報、特にコーポレートガバナンスについて 注視

- ✓ 体制など形式的なものにとどまらず、実態
- ✓ 国内外の子会社・関係会社を含めたグループガバナンス
⇒ 不適切開示の未然防止の視点

※ 上場企業とのエンゲージメントの推進

- ✓ 従来は事後的な検査が中心
- ✓ エンゲージメントを通じて、企業への理解を深めていく

【情報提供のお願い】

SESCは、皆様からの情報をお待ちしております！

◆情報受付窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/jouhouteikyou/index.htm>

電話：0570-00-3581(直通)

(一部のIP電話等からは03-3581-9909におかけください)

<参考資料>

● 課徴金事例集

<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20160728.htm> (不公正取引)

<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20160826.htm> (開示規制)

● 市場へのメッセージ(SESCメールマガジン)

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>



御協力、よろしくお願ひいたします！